

Tax

Issue P359 – 2022 年 7 月 12 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

「総合保税区管理弁法」分析 シリーズその 2：中国における 企業のイノベーションの加速 を後押しする保税研究開発政 策

Authors :

Dolly Zhang

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

E-mail : dozhang@deloitte.com.cn

Roger Chen

Director

Tel : +86 21 2316 6922

E-mail : rogechen@deloitte.com.cn

Jian Lu

Senior Manager

Tel : +86 512 6289 2896

E-mail : lujian@deloitte.com.cn

税関総署は 2022 年 1 月 1 日に「中華人民共和國税関総合保税区管理弁法」（税関総署第 256 号令。以下、「256 号令」）を公布し、4 月 1 日に施行した。256 号令は総合保税区の総合管理に関する初の税関法令であり、総合保税区内企業による機能拡張を目的として、総合保税区における保税修理、保税研究開発、保税展示などの機能について明確化した。¹

関連政策理解の一助として、総合保税区の革新的な保税政策をテーマとする Tax Analysis を別途発行する予定である。本 Tax Analysis では、保税研究開発政策について分析を行う。

政策の背景

研究開発によるイノベーションは、国と企業が競争力を維持するための重要な手段である。中国政府は長きにわたって、企業による研究開発活動への支援に取り組んでおり、且つ積極的に関連租税政策（例：研究開発費の追加控除政策、ハイテク企業に適用される 15% の企業所得税優遇税率など）を打ち出すことで、研究開発の強化を奨励している。近年、中国政府はイノベーション駆動型発展戦略を施策方針としており、科学技術イノベーションの重要性がより一層顕著になっている。2022 年の「两会」（全国人民代表大会及び中国人民政治協商会議）期間において、科学技術型中小企業に適用される研究開発費の

¹ 2022 年 1 月 28 日の Deloitte China Tax Newsflash を参照されたい。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/tax-newsflash/deloitte-cn-tax-newsflash-zh-20220128.pdf>

追加控除比率が 75%から 100%に引き上げられた²ことから、それが窺える。上述した直接税関係の優遇政策のほか、間接税関係の政策も目を見張るものがある。企業の研究開発プロジェクトにおいて、研究開発用の資材或いは設備の輸入が必要になるケースが多く見受けられ、関連する輸入諸税と税関法令が企業の研究開発コストに影響を与える重要な要因の一つとなる可能性がある。

一般的な企業が研究開発を行う際、テスト或いは研究開発に用いられる資材、試薬、消耗品、サンプル（以下、「研究開発用資材等」と総称）を海外から輸入する必要がある場合、その輸入申告手続きは通常、一般的な貨物輸入と大きな差異がなく、「一般貿易」、「その他無償商品の輸出入」等の監督管理方式で税関に正式に申告した後、輸入関税とその他の輸入段階諸税を納付する必要がある。また、許可証による管理対象貨物を輸入する場合、許可証を取得し提示する必要があり、通関手続きが完了して初めて、上述の輸入貨物を実際の研究開発業務に使用することができる（表現の便宜上、上述した「一般的な企業が研究開発用資材等を輸入し、研究開発業務に使用するモデル」を「非保税研究開発」と略称する）。実務上、研究開発用資材等の輸入は「頻繁に行われるが、毎回の輸入量が少ない」という特徴があり、通関手続における税関の監督管理上の要求が、研究開発型企業のコストと効率に大きな影響を与える可能性がある。具体的には、下記の影響が想定される。

①輸入段階諸税によって企業のコストが増加する。 研究開発用資材等の輸入により発生する関税支出が、企業の研究開発業務のコストとなることは言うまでもない。また、一部のケースにおいて、研究開発型企業は輸入段階で徴収された増徴税を仕入税額控除に用いることができず、還付も受けられないため、振替処理を行う必要がある。その場合、企業のコストがさらに増加する可能性がある。

②研究開発用資材等の関税評価が税関・企業間論争の焦点になりやすい。 「その他無償商品の輸出入」などの対外支払を伴わない研究開発用資材等の輸入について、成約価格が存在しないため、税関はその課税価格を査定する必要がある。実務上、関税評価に関する論争が発生しやすい。特に、国外関連者から研究開発用資材等を輸入する場合、「関連者の関係が成約価格に影響を与えた」疑いで、税関から質疑を受けやすい。また、研究開発用資材等の関税評価において使用される課税価格の決定方法について企業・税関間の合意に至らなかった場合、貨物の通関遅延を招き、研究開発の進捗に悪影響を及ぼす可能性がある。

③研究開発用資材等の特性によって関税分類の難易度が上昇する。 実務上、研究開発用資材等の中には、新素材・新技術が使用されたもの、複数の機能を備えるものなど、関税分類の難しい物品が多く含まれる。それらの関税分類は税関にとっても難しいケースになりやすく、その場合、企業は、正しい関税分類をサポートするために大量の資料を税関から要求される可能性があり、その影響で、通関の遅延が発生する可能性がある。

④研究開発用資材等の輸入において、許可証による管理が主な障害となる可能性がある。 安全性や環境保全などに関する国家政策により、多くの研究開発用資材等の輸入に際して、関連する税関輸入監督管理証明書を事前に取得することが求められる。それらの監督管理証明書を取得するには、必要書類の作成、及び手続きの所要時間を織り込んだスケジュール管理が必要であり、更に一部の許可証を取得するために、企業はテスト用のサンプルを提供する必要がある。これらの手続きが障害となり、研究開発用資材等の輸入に影響を及ぼす可能性がある。

総合保税區に代表される中国税関特殊監督管理区域の位置づけの多様化・成熟化に伴い、保税研究開発の発展を通じて研究開発用資材等の輸入にかかる前述の諸問題を解決し、研究開発機能の総合保税區への移動を誘導することで研究

For more information, please contact :

**Tax & Business Advisory
Indirect Tax Services
National Leader**

Lily Li
Partner
Tel : +86 21 6141 1099
E-mail : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian
Partner
Tel : +86 10 8534 2338
E-mail : shutian@deloitte.com.cn

**Customs and Global Trade Services
National Leader / Northern China**

Yi Zhou
Partner
Tel : +86 10 8520 7512
E-mail : jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partner
Tel : +86 21 6141 1053
E-mail : ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel : +86 20 2831 1212
E-mail : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

² 2022 年 3 月 23 日の Deloitte China Tax Analysis を参照されたい。

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/cn/Documents/tax/ta-2022/deloitte-cn-tax-tap3512022-zh-220323.pdf>

開発型産業クラスターの構築に寄与するという施策方針が明確になりつつある。国務院が 2019 年に公布した「総合保税区の高レベルの開放・高品質な発展の推進に関する若干の意見」において、総合保税区のモデルチェンジ・アップグレードを加速させ、区内科学技術企業のイノベーション、及び区内保税研究開発業態の発展を促進するという施策方針が掲げられた。税関総署が 2019 年に公布した「総合保税区における保税研究開発業務の展開への支援に関する公告」（税関総署公告 2019 年第 27 号）により、適格区内企業が研究開発用資材等を輸入して研究開発業務に使用すること、即ち「保税研究開発業務」を展開できるようになった。256 号令は、上述した政策との整合性を確保すべく、税関法令の形で公布されたものである。256 号令の規定により、国外から総合保税区に輸入される研究開発用資材等は、原則として保税対象となり、関税割当制度や許可証による管理の対象外となる。そのため、非保税研究開発における研究開発用資材等の輸入に係る諸問題の解決に大きく寄与すると考えられる。

保税研究開発と非保税研究開発との政策面の比較

保税研究開発と非保税研究開発に適用される一部主要政策に関する比較は下表の通りである。

	保税研究開発	非保税研究開発
適用対象企業（輸入者）	総合保税区内企業	一般区域内企業
税関監督管理方式 （資材或いは設備が 国外から輸入される）	研究開発用資材等：「税関特殊監督管理区域と国外の間に移動する研究開発用貨物（5010）」	研究開発用資材等：「一般貿易（0110）」（対外支払が必要）或いは「その他無償商品の輸出入（3339）」（対外支払が不要）
	研究開発用設備：「税関特殊監督管理区域内企業が国外から輸入する設備（5335）」	研究開発用設備：「一般貿易（0110）」、或いは「加工貿易設備（0420）」
輸入にかかる租税政策 （資材或いは設備が 国外から輸入される）	研究開発用資材等：保税対象となる	研究開発用資材等：原則として、関連規則に基づき納税する。また、関税評価の対象となり、課税価格の調整を受ける可能性がある。
	研究開発用設備：輸入関税とその他輸入段階諸税が免除される。	研究開発用設備：関連する設備減税・免税政策の適用対象となる場合（例：研究開発サービスの海外アウトソーシングにおける無償設備の輸入）を除き、関連規則に基づき納税する。また、関税評価の対象となり、課税価格の調整を受ける可能性がある。
研究開発用資材等に 適用される許可証による 管理（資材が国外から 輸入される）	原則として、別途規定がない限り、許可証による管理の対象外となる。	許可証による管理の対象である。
電子帳簿（手冊）	研究開発用資材等：企業は専用の保税研究開発電子帳簿（H 電子帳簿）を作成し、自主的に研究開発用資材等と完成品の届出を行い、研究開発用資材等の消費進捗に応じて消込を行う。税関による加工貿易禁止類商品目録に基づき監督管理の対象外となる。（電子帳簿の有効期限は 1 年）	研究開発用資材等：適用対象外
	研究開発用設備：H（D）電子帳簿	研究開発用設備：サービスの海外アウトソーシングにおける無償設備の輸入に対して、設備加工貿易設備 D 電子帳簿による管理を適用する。それ以外の場合は、電子帳簿（手冊）による管理の適用対象外である。

		る。
研究開発成果物の検査のための区外移動	- 区内企業は実際の状況に基づき、研究開発成果物の検査のために、成果物を「税関特殊監督管理区域以外の国内区域」へ輸送することができる。ただし、成果物の物理・化学的性状を変えてはならず、且つ60日以内に成果物を税関特殊監督管理区域に返送しなければならない。特殊な事情がある場合、30日間の延長を申請することができる。 - 区内企業が研究開発成果物の検査のために、成果物を海外へ輸送する場合、通常の出国手続きに従い税関に申告する必要がある。	- 区内企業が研究開発成果物の検査のために、成果物を「税関特殊監督管理区域以外の国内区域」へ輸送することができる。その場合、税関による監督管理の対象外となる。 - 区内企業が研究開発成果物の検査のために、成果物を海外へ輸送する場合、通常の出国手続きに従い税関に申告する必要がある。
研究開発成果物の販売	- 区内企業が研究開発成果物を「税関特殊監督管理区域以外の国内区域」で販売する場合、申告時の状態に基づき納税する。 - 区内企業が研究開発成果物を国外へ販売する場合、通常の出国手続きに従い税関に申告する必要がある。	- 区内企業が研究開発成果物を「税関特殊監督管理区域以外の国内区域」で販売する場合、税関による監督管理の対象外となる。 - 区内企業が研究開発成果物を国外へ販売する場合、通常の出国手続きに従い税関に申告する必要がある。
研究開発に伴い発生する端材、スクラップ、廃棄品	- 区内企業が研究開発に伴い発生する端材などを国内で販売する場合、「進料加工における端材の国内販売（0844）」或いは「来料加工における端材の国内販売（0845）」で申告する。 - 区内企業が研究開発に伴い発生する端材などを国外へ返送する場合、「進料加工における端材の返送（0864）」或いは「来料加工における端材の返送（0865）」で申告する。	- 区内企業が研究開発に伴い発生する端材などを国内で販売する場合、税関による監督管理の対象外となる。 - 区内企業が研究開発に伴い発生する端材などを国外へ返送する場合、通常の出国手続きに従い税関に申告する必要がある。

考察とアドバイス

中国政府が企業によるイノベーションを推進する政策の重要な一環として、保税研究開発政策は、総合保税区内で研究開発センターを設立する魅力を大きく高めることが期待される。中国での研究開発活動において資材を大量に輸入する必要がある企業グループにとって、総合保税区の外で研究開発センターを設立する従来のスキームと比べて、総合保税区内で研究開発センターを設立する場合、コスト面で大きな優位性を獲得することが期待される。上記の税関監督管理の面で受けられる優遇や利便性のほか、総合保税区内の研究開発型企業は、下記を始めとする多くの優遇措置を享受できる。

- 区内で新設された研究開発・設計企業及び加工製造企業は、審査評価を経て基準に適合すると判定された場合、最も高い信用等級（即ち、税関 AEO 高級認証）を付与される。
- 区内企業が研究開発用医療機器を輸入する場合、登録が不要となり、届出管理が適用される。区内企業が上述の機器を国内で販売するか、国内での使用に供する場合、その時点で登録・届出手続きが要求される。
- 適格の研究開発型企業は、研究開発費用の追加控除政策を享受でき、且つ企業所得税の 15%優遇税率の適用を受けられる。

私どもが把握している情報によれば、バイオ医薬品や集積回路などの業界において、一部の企業がすでに総合保税区内で保税研究開発業務を展開している。これらの企業の成功経験は、同様の意向があるその他企業の重要な参考となる。中国国内で研究開発業務を展開する意向がある企業、特に海外から価値の高い研究開発用資材等及び設備を輸入する必要があり、且つ出入国許可証による管理下にあり、高い研究開発効率を求める企業は、上述した優遇政策を十分に活用

し、総合保税区内における研究開発型企業の設立、或いは総合保税区内の研究開発型企業への研究開発の委託を通じて、研究開発効率を向上させ、企業のイノベーション能力と市場競争における優位性を強化することが推奨される。

私どものサービス

デロイトグローバルトレードサービスチームは、デロイトのグローバル専門家ネットワークの活用により、グローバルサプライチェーン管理を深掘りし、企業にグローバル貿易に関するプロフェッショナルサービスをご提供いたします。また、特定の政府監督管理政策の変動について、潜在的な影響を識別することで、企業における保税研究開発の実施、及びイノベーションの加速をサポートいたします。私どもが提供する関連サポート業務は以下の通りです。

- ハイテク企業資格或いは技術先進型企业資格の申請に関するサポート、研究開発費の追加控除に関するコンサルティングサービス
- 税務、商務、サプライチェーン等の視点からの、総合保税区内における研究開発センター設立の実行可能性に関する総合的な評価
- 総合保税区内企業の保税研究開発管理システムの開発サポート、保税研究開発用資材等の入出庫追跡管理による管理リスクの軽減に関するサポート
- 保税研究開発管理等に関連する企業内部業務フローの策定サポート
- 研究開発型企業の保税帳簿（手冊）のコンプライアンス管理、及び研究開発に伴い発生する端材・スクラップ・廃棄品などのコンプライアンス処理に関するサポート

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice, please contact:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiao Li Huang

Partner
Tel: +86 10 8520 7707
Fax: +86 10 6508 8781
Email: xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner
Tel: +86 21 6141 1059
Fax: +86 21 6335 0003
Email: mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner
Tel: +86 20 2885 8608
Fax: +86 20 3888 0115
Email: jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Fax: +86 23 8857 0978
Email: ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 6508 8781
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Chinese Mainland)

German Cheung

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0115
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Doris Chik

Director
Tel: +852 2852 6608
Fax: +852 2543 4647
Email: dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州

左 迪

Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify national marketing team of Deloitte China by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80%の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、私どもはいかなる（明示的或いは暗示的）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。